

(別添3)

令和8年度みちのく潮風トレイル活用推進業務に関する企画書等審査基準及び採点表

企画書 作成項目	審査項目	審査基準	配点		採点
				小計	
業務に対する 理解度 (様式A)	ウォークイベントの実 施に関する基本的な考 え方	基本的な考え方がウォークイベントの目的や趣旨に合致してい るか評価する。 十分に合致している場合を15点とし、合致しない記述について 減点する。	15		
実施方法等の 提案 (様式B)	参加者向けサービスの 提供の方針	幅広い世代に有意義なサービスの提供の方針の提案内容がウォ ークイベントの目的や趣旨に合致し、特に地域の自然、文化、住 民との交流などを体験できるものであるか、また、実現可能性が あるか評価する。 目的や趣旨に十分に合致している提案内容である場合を10点と し、優れた地域関係者との連携や実現可能性の高い提案内容で ある場合に加点する。	15	45	
	広報活動及び集客活動 並びに情報発信の方針	広報活動及び集客活動並びに情報発信の方針の提案内容が、ウォ ークイベントの目的や趣旨を、インバウンド誘客も見据えて広く 伝えることや、開催地及びその周辺の地域の魅力発信に繋がるも のであるか評価する。 目的や趣旨を広く伝える提案内容である場合を10点とし、イン バウンド誘客も見据えた開催地域の魅力を伝える提案内容で あることや、請負者の実績や知見を活用した広報等の方法が提案さ れた場合に加点する。	15		
	その他ウォークイベン トに関する提案	その他ウォークイベントに関する提案がウォークイベントの高 付加価値化、集客、開催地への裨益、今後のみちのく潮風トレイ ルの利用活性化、会場近隣のトレイル等との連携、インバウンド 誘客を見据えた国際的な情報発信、みちのく潮風トレイルの持続 可能な維持管理等に繋がる取組みであるか評価する。 上記の評価項目に合致する提案内容である場合を10点とし、本 業務の目的や趣旨に合致する提案内容であると評価できる場合 や請負者の実績や知見を活用した取組みが提案された場合に加 点する。	15		
業務実施フロー (様式C)	業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるかどうかについて評価する。	5		
管理技術者 (様式D-1)	技術力 専任性	専門技術者の経験等	5		
業務従事者 (様式D-2)	配置、役割分担等	業務の実施に必要な人員体制が整っているかを評価する。	5		
業務実績 (様式E)	過去2年間に従事した 類似業務の実績	業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。みちのく潮風トレ イルに関する業務実績1件につき5点、2件以上を10点とする。	10		
見積価格・積算内訳(経 費内訳書)	提案内容に対する価格の妥当性及び積算内訳の妥当性		5		
組織の環境マネジメン トシステム認証取得等 の状況(様式F)	事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)でのISO14001、エコアク ション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三 者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において 認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等 を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設 置、運営等していること。		5		
組織のワーク・ライフ・ バランス等の推進に関 する認定等取得状況 (様式G)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、 次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関す る法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、え るぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール 認定等)の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。		5		

	<p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p> <p>○女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定・えるぼし認定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 <p>※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が1人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ・トライくるみん認定 2点 <p>※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）</p> <p>○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点</p>			
合計				100

- 注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	15点満点の場合
・秀	5点	}	×2
・優	4点		
・良	3点		
・準良	2点		
・可	1点		
・不可	0点	}	×3